

7 その他全般的事項

<国際文化学部 音楽学科>

(1) 設置計画変更事項等

設置時の計画	変更内容・状況, 今後の見通しなど
<p>①各種入学試験 「AO入学試験」「推薦入学試験」「一般入学試験」「編入学試験」「社会人入学試験」「外国人留学生入学試験」「帰国子女入学試験」</p> <p>①各種入学試験 ◇推薦入学試験 「一般推薦入学試験」については、出身高等学校長によって人物、学業ともに優れていると推薦された者を対象とし、楽典（器楽コースピアノ課程、同ピアノ演奏家課程、作曲コースにのみ課す）、実技試験、調査書、面接、推薦書を総合して判定する。 ◇一般入学試験 高等学校を卒業および卒業見込みの者、または高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者を対象とし、国語、楽典（器楽コースピアノ課程、同ピアノ演奏家課程、作曲コースにのみ課す）および実技試験の結果を総合して判定する。</p>	<p>①学外より以前からニーズがあった、スポーツ・文化等の分野で秀でた活動実績を有し、入学後本学での活躍が期待できる者を採用する「HONORS特待生入学試験」（4年間の授業料全額免除）を導入。また、受験生への受験機会の拡大のため大学入試センター等の関係機関と確認の上、「大学入試センター試験利用入試」を平成25年度入試より導入した。(24)</p> <p>①実技試験の重要度を鑑み、受験生に対する受験科目軽減および受験機会の拡大を図るため、推薦入学試験の「一般推薦入学試験」において楽典を、一般入学試験において国語を受験科目から削除する。また、一般推薦入学試験合格者については、従来から継続している課題学習で楽典を義務付けてサポートする。(25)</p>

- (注) ・ 1～6の項目に記入した事項以外で、設置時の計画より変更のあったもの（未実施を含む。）及び法令適合性に関して生じた留意すべき事項について記入してください。
- ・ 設置時の「設置の趣旨等を記載した書類」の項目に沿って作成し、それ以外の事柄については適宜項目を設けてください。（記入例参照）

(2) 教員の資質の維持向上の方策（FD活動含む）

① 実施体制

a 委員会の設置状況

本学科を含めた全学的なFD推進部局として研究教育開発センター（以下、センター）を設置している。本学科からは、センターの活動を推進し、かつ学科内のFD推進役としてセンター員等を選出している。研究教育開発センター会議において、全学FD活動の企画・立案を行っている。

b 委員会の開催状況（教員の参加状況含む）

センターの組織体制は、センター長、副センター長をはじめとし、本学科などから選出されたセンター員が、年次活動方針における課題を推進していくワーキンググループのリーダーとしてワーキンググループメンバーとともに適宜会議を開催。また、これらのメンバーで構成されるセンター会議では、ワーキンググループからの提案と承認、報告の場として原則月1回のペースで開催している。

c 委員会の審議事項等

・活動方針について ・各ワーキンググループからの報告、提案

② 実施状況

a 実施内容

①授業公開

②教職員による授業参観

③上記②以後の意見交換

④授業アンケート（期末・中間）

b 実施方法

①全教員（非常勤含む）が担当科目のうち1科目選び、年1回公開する。

②教員は各学期2回以上、計4回以上（うち1回は非常勤講師の参観）。職員は各学期1回以上参観する。

③授業参観後、公開者との意見交換を実施。あるいは、Webシステム上で、参観記録のやりとりを行う。

④中間授業アンケートは、学期の中間に各教員全担当科目において実施。各自でフィードバックする。

期末授業アンケートは、担当科目のうち1科目以上実施する。

c 開催状況（教員の参加状況含む）

①5月13日から平成26年1月25日まで実施。

②上記①同様の期間で実施。

③立ち話程度の意見交換や、記録用紙のやりとりなど多様な形態で実施する。

④中間授業アンケートは、前期（5月20日～6月1日）、後期（10月下旬～11月上旬）に実施予定。

期末授業アンケートは、前期（7月8日～7月27日）、後期（平成26年1月上旬～1月下旬）に実施予定。

d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

今年度の活動方針に従い、本学科とも連携しながら、実施していく。

③ 学生に対する授業評価アンケートの実施状況

a 実施の有無及び実施時期

学生に対する授業評価アンケートについては、以下の2種類を実施。

○中間授業アンケートは、学期の中間に各教員全担当科目において実施。各自で今後の授業の在り方にフィードバックする。

実施時期：前期（5月20日～6月1日）、後期（10月下旬～11月上旬）に実施予定。

○期末授業アンケートは、担当科目のうち1科目以上実施する。

実施時期：前期（7月8日～7月27日）、後期（平成26年1月上旬～1月下旬）に実施予定。

b 教員や学生への公開状況、方法等

期末授業アンケートに限り、個別アンケート集計結果や各教員の授業アンケートに関する所見を報告書としてまとめ、学内各所に配置し、学内限定で学生や教職員に公開している。

(注) ・「① a 委員会の設置状況」には、関係規程等を転載又は添付すること。

「②実施状況」には、実施されている取組を全て記載すること。（記入例参照）

鹿児島国際大学研究教育開発センター規程

(設置)

第1条 鹿児島国際大学および鹿児島国際大学短期大学部(以下「本学」という。)に研究教育開発センター(以下、「センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学における全学的な教育施策の企画・立案、支援および研究活動の支援とその充実を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 センターは、前条の目的により、次の事業を行う。

- (1) 教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案
- (2) 教育内容および教育方法の改善の支援および推進
- (3) 教育効果の評価方法の開発および実施
- (4) 教員の教育力・研究力向上の支援および推進
- (5) 教育に関する学内外の情報収集および分析
- (6) 外部研究資金の導入およびその支援
- (7) その他、センターの目的達成のために必要な事項

(組織)

第4条 センターに、次の職を置く。

- (1) センター長 1名
 - (2) 副センター長 1名
 - (3) センター員 4名
 - (4) ワーキンググループ・メンバー 4～8名
 - (5) 事務責任者 1名
 - (6) 事務職員 若干名
 - (7) センター事業協力員 各学科長
- 2 前項に加えて、次の職を置くことができる。
- (1) 顧問
 - (2) 学外研究員

(センター長)

第5条 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

2 センター長の選出方法については、別に定める。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐し必要に応じて、センター長の職務を代行する。

2 副センター長は、本学専任教員の中からセンター長が選考し、学長に推薦する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(センター員)

第7条 センター員は、第3条の各号に定める事業に関する業務に従事する。

2 センター員は、短期大学部を含む各学部から1名ずつセンター長が選考し、各教授会の議を経て、

学長に推薦する。

3 センター員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(センター会議)

第8条 センターに、センター会議を置き、第3条に定めるセンターの行う事業の遂行に関する事項を審議する。

2 センター会議は、センター長・副センター長・センター員及び事務責任者で構成し、顧問が置かれている場合は、これを加える。また、必要に応じてワーキンググループメンバー、第10条に定めるセンター事業協力員、センター事務職員も会議に加えることができる。

3 センター会議は、センター長が招集し、議長となる。

(ワーキンググループ)

第9条 センターに、第3条に定めるセンター事業の遂行のため、ワーキンググループを設ける。

2 ワーキンググループリーダーは、センター員が兼務する。

3 ワーキンググループメンバーは、学内からセンター長が選考する。

(センター事業協力員)

第10条 センター事業と各学部学科との連携を強めるために、各学科の学科長をセンター協力員として置く。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学評議会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 「鹿児島国際大学FD委員会規程」は廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(3) 自己点検・評価等に関する事項

① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

前回の認証評価から7年間、定期的に自己点検を行ない、隔年毎に「報告書」を作成している。平成24年度には（財）大学基準協会の認証評価を受審し、大学基準に適合していることの認定を受けた。これを受け、学内会議である自己点検・評価運営委員会を5月に開催し、評価結果の報告と今後の計画等について審議する予定である。

その上で『2011（平成23）年度鹿児島国際大学点検・評価報告書』をホームページに掲載し、学内外に公表する予定。

② 自己点検・評価報告書

a 公表（予定）時期

・平成25年5月31日 公表（予定）

b 公表方法

・『2011（平成23）年度鹿児島国際大学点検・評価報告書』を大学ホームページ上に公開予定。（平成25年5月末を予定）

③ 認証評価を受ける計画

・大学基準協会の認定期間は2013年4月～2020年3月である為、次期認証評価に向け、諸活動を推進していく考えである。

（注）・ 設置時の計画の変更（又は未実施）の有無に関わらず記入してください。

また、「① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見」については、できるだけ具体的な根拠を含めて記入してください。

なお、「② 自己点検・評価報告書」については、当該調査対象の組織に関する評価内容を含む報告書について記入してください。

(4) 情報公表に関する事項

○ 設置計画履行状況報告書

a ホームページに公表の有無 (有) ・ (無)

b 公表時期（未公表の場合は予定時期） (平成 25年 5月 31日)